

令和7年度長崎県「ココロねっこ運動強調月間」実施要項

1 趣 旨

本県における非行少年等の推移は、過去10年でみると減少傾向にありますが、少年犯罪の低年齢化やSNS利等の利用に起因する児童買春・児童ポルノ等の性被害状況等、憂慮すべき状況にあります。

こども家庭庁では、学校が夏季休業に入る7月を「青少年の被害・非行防止全国強調月間」とし、青少年の被害・非行防止に向けた諸活動を集中的に実施することを呼びかけており、それにあわせて、本県でも7月を「ココロねっこ運動強調月間」と位置づけ、取組の推進を図っています。本期間中は全国強調月間の最重点課題等に基づき、趣旨に対する深い理解と認識のもと家庭・学校・地域社会・行政が一体となり、青少年の健全育成と環境浄化を目的とした「ココロねっこ運動」の取組を集中的に実施し、県民一人一人への更なる普及と実践を目指します。

＜全国強調月間の最重点課題等＞

- ◎インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止
- 有害環境への適切な対応
- 薬物乱用対策の推進
- 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- 再非行(犯罪)の防止
- 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応

＜ココロねっこ運動強調月間の実施事項＞

- (1) 広報啓発活動の推進
- (2) 適切なインターネット利用の推進（「学校メディア宣言」の実施促進・「ながさき基準」等の推進、メディア利用に関する啓発や学習等の実施促進）
- (3) こどもの安全確保と保護活動や有害環境浄化活動の推進

2 期 間

令和7年7月1日（月）～7月31日（水）までの1か月間

3 実施内容

(1) 県及び関係団体等が連携して行うもの

① 広報啓発活動

- 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の周知

- 強調月間に係る取組の広報活動（ホームページへの掲載や各種会合等での周知）

② 実施事業

- 全県のあいさつ・声かけ運動
- ココロねっこ運動登録促進
- 県下一斉立入調査及び社会環境実態調査（県内全域 7月）
- 「学校メディア宣言」の実施促進、「ながさき基準」啓発の推進

※「学校メディア宣言」は、こどもの自律的な電子メディア利用を目指すための取組として、令和6年度より実施しています。

※「ながさき基準」は青少年のネット・電子メディアの遊びや楽しみとしての利用を夜9時までとし、ネット・電子メディアの適切な利用を促し、青少年の心身の成長・発達への悪影響を減少させることを目的としています。

（2）市町、学校等が行うもの（例）

① 広報啓発活動

- 自治体や各団体の広報誌、学校だよりやPTA新聞での呼びかけ、ホームページへの掲載等
- ※長崎県こども未来課ホームページに広報啓発用資料を準備しております。ご活用ください。

ココロねっこ運動：<https://bit.ly/3LvG9E2>

② 適切なインターネット利用の推進

- 「ネット・電子メディア利用ながさき基準・夜9時まで」等の啓発
- 「学校メディア宣言」の実施
- メディア利用の課題と対策などに関する啓発や学習等の実施
- インターネット上のいじめ、誹謗中傷防止等

③ こどもの安全確保と保護活動や有害環境浄化活動の推進

- 各団体が連携した補導活動やあいさつ・声かけ運動の推進、安全見守りボランティア等
- 薬物乱用防止対策等